

# 新統合中学校基本構想・基本計画策定等業務委託仕様書

## 1. 業務名

新統合中学校基本構想・基本計画策定等業務委託

## 2. 目的

本業務は、三田市立上野台中学校及び八景中学校の統合に伴う統合中学校を新設するにあたり、社会情勢の変化とこれからの新しい時代の学びの姿、本市の上位計画・関連計画や上野台中学校及び八景中学校の現状等をふまえ、学校規模や学習指導要領に示される新しい時代の学びを実現するために求められる機能、役割、めざす学校施設のビジョン等の基本的な考え方を定め、それを実現する学校施設、設備、空間等を検討し、まとめた基本構想を策定する業務である。なお、その策定過程において、当該校区の保護者や子ども等の意見を把握し検討するものとする。

また、基本構想を踏まえて、新統合中学校建設に向け各種条件を整理し、施設の利便性や機能性、周辺環境との連携といった観点から、具体的な施設規模と配置及びその合理性、概算事業費を示す基本計画を策定するとともに、施設整備や維持管理を効率的に推進するため、PPP/PFI手法等、民間活力を活用した公民連携による事業手法について、あわせて検討するものである。

さらには業務実施上必要な当該校区内保護者等説明会への参画及び資料作成等の支援を行うことを業務の目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

## 4. 対象地の概要

- (1) 所在地・・・三田市八景中学校区地内（詳細は契約締結時、発注者から指示）
- (2) 敷地面積・・・35,000 m<sup>2</sup>程度

## 5. 本業務の内容

### (1) 基本構想の策定

#### ①基本構想の概要の検討

本業務を実施するにあたり、各種上位計画、建設地における各種法規制状況等を把握し、基本構想における前提条件を整理する。

#### ②三田市立上野台中学校・八景中学校の現状の検証

生徒数の現況や将来推計の検討や学校施設の現状と課題について整理する。

#### ③新設中学校整備における基本的な考え方の検討

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(令和4年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)、中学校整備指針(令和4年6月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部)等を把握するとともに、他市における先進事例等についても参考とし、本市における基本理念や「めざす子ども像」を踏まえ「めざす学校像」等の基本方針を定め、具体的な施設整備の方向性を検討する。

#### ④施設規模・機能の検討

基本構想における前提条件等を分析し、整備する施設の構成と規模、機能について検討する。また、周辺道路、公共交通、環境、上下水道設備、雨水排水、造成、調整池等の関連するインフラの条件整理や整備に向けた検討を行うとともに、当該施設の整備にかかる関係機関との協議等にかかる資料を作成するなど、発注者への支援を行う。

#### ⑤通学方法に関する検討

中学校2校の統合に伴う生徒の通学方法（手段、経路等）について検討し取りまとめる。

#### ⑥保護者・子ども等の意見の聴取

基本構想の策定にあたり、当該校区の保護者や子ども等の意見を聴取する方法及び、その結果の本業務への反映方法を検討し実施する。

#### ⑦基本構想の策定

上記の検討結果を踏まえ、基本構想として策定する。

### (2) 基本計画の策定

#### ①施設整備計画の検討

基本構想等を踏まえ、新設中学校に必要と考えられる機能について検討し、敷地の形状や施設整備の考え方を整理するとともに、施設利用のゾーニング及び動線、施設規模等について検討し施設整備方針を決定する。なお、敷地面積や形状、施設規模、配置等について、比較検討した資料を3案程度作成し、検討のプロセスやその合理性などを客観的に説明できるように、関係機関との協議等にかかる資料を作成するなど、発注者への支援を行う。決定した施設整備方針に基づき、施設配置図（各階平面図、各立面図、内観図（5カット程度）、鳥瞰図（3カット程度））を作成する。

ア 環境共生

イ バリアフリー、ユニバーサルデザイン

ウ 防犯・安全

エ 複合機能 等

#### ②諸室面積・条件・関連法令の整理

各教室、管理部門、共用部、体育関係等の必要諸室の面積及び考え方について整理し、あわせて整備に係る関係法規及び規制について対応の可否について検討し、整理する。

#### ③事業実施の課題整理

現状把握の結果により、施設建設箇所の整備に向けた条件及び可能性の分析課題を整理する。

#### ④事業スケジュールの検討

供用開始までの全体事業スケジュールを検討する。

#### ⑤概算事業費の算定

供用開始に向けた整備に係る概算事業費を算出する。

#### ⑥基本計画の策定

上記の検討結果を踏まえ、基本計画として策定する。

### (3) 民間活力導入の可能性調査・報告

#### ①公民連携手法の先行事例及び関連法令調査

本業務と同様、または近い条件のもとで公民連携手法による学校施設整備を行っている先行事例の効果や課題等の調査を行い、各種事業手法や法制度等を整理する。

## ②事業手法及び事業スキームの検討

### ア 公民役割及びリスク分担の検討・整理

公民連携手法において、公民の業務内容や役割分担について検討、設定するとともに、想定されるリスクを洗い出し、市と事業者の負担区分を検討・整理する。

### イ 民間事業者意向調査

本業務への参画が想定される民間事業者（設計企業、建設企業、維持管理企業、金融機関等）に対し、下記項目についての意向調査を行い、事業化に向けた課題を整理する。また、その結果を分析し、参加条件等の検討を行う。なお、以下の調査項目以外にも調査が必要なものの検討、提案を行うこと。

(a) 本事業への参画意欲

(b) 本事業において希望する業務範囲、業務形態、事業期間

(c) 参入可能性のあるスキーム

(d) 本事業の採算性確保の可能性について

### ウ 事業手法等の提案

ア、イの検討を踏まえ、事業手法や事業スキーム、事業スケジュールを設定する。

### エ 補助金の検討

施設整備に伴う国庫補助金等の活用について検討する。

## ③VFMの検討

### ア 従来型方式の事業費の算定

「(2) 基本計画の策定」で作成した施設整備計画を基に、従来型の整備手法として市が公設により整備する場合の設計費、建設費、維持管理費等を含めたライフサイクルコストを算定する。

### イ 公民連携事業として実施する場合の事業費の算定

「②事業手法及び事業スキームの検討」の検討結果を基に、公民連携事業として実施する場合のライフサイクルコストを算出する。

### ウ VFMの算定と分析

ア、イの算定結果をもとにVFMを算出し、「①公民連携手法の先行事例及び関連法令調査」で調査した先行事例におけるVFMの実績と併せて算出結果を分析する。なお、複数の事業手法、スキームが想定される場合は、それぞれのVFMを算出し、各手法、スキームの適正について定量的に評価する。

## ④事業手法の提案

「②事業手法及び事業スキームの検討」「③VFMの検討」の結果を踏まえ、最適な事業手法と事業スキームを提案する。

## ⑤報告書の作成

本業務において検討した内容を報告書としてとりまとめる。

## 6. 委託業務の実施

### (1) 業務実施計画書の提出

委託業者（以下、「乙」という。）は、本業務の実施にあたり業務の目的を十分に把握した上で合理的かつ効率的な作業を推進するため、業務実施計画書（業務内容、工程表、業務実施体制）を提出し、三田市（以下、「甲」という。）の承認を得ること。

## (2) 打合わせ協議

乙は、本業務を実施するにあたり、必要に応じて打合せ協議を行うこととし、毎回打合わせ協議記録を提出し、甲の承認を得ること。

## (3) 業務責任者及び業務主任者の配置

乙は、本業務を実施するにあたり、甲の意図及び目的を十分に理解したうえで、同種または類似業務について経験のある業務責任者(管理技術者)、業務主任者(主任技術者)を定め、配置すること。

## (4) 適用基準等

本業務は以下にあげるものを適用する。乙は業務の実施にあたり、下記の指針に留意するとともに、各種基準や関係法令等に適合するよう業務を実施すること。

- ・ 中学校施設整備指針 (令和4年6月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部)
- ・ 中学校設置基準 (平成14年3月 文部科学省令第15号)
- ・ その他関係法令等

## 7. 資料等の提供と返還

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、本件業務の実施に必要な各種の資料、情報等(以下「資料等」という。)を無償で乙に提供する。
- (2) 乙は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理し、本業務の目的以外のために使用してはならない。
- (3) 乙は、本業務契約の終了等により資料等が不要となった場合、又は甲が資料等の返還を要請した場合は、資料等を速やかに甲に返還する。ただし、乙の法令遵守および業務管理上必要とされる保管を妨げない。

## 8. 秘密保持

乙は、本業務の遂行過程で甲から提供若しくは開示を受け、又は業務遂行上知り得た情報のうち、次の各号に掲げる以外のものを秘密として保持し、事前に甲の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ本業務の目的以外のために使用してはならない。

- (1) 乙が知り得た時点で既に公知であった情報
- (2) 乙が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 乙が知り得た時点で本業務契約に違反することなしに既に保有していた情報
- (4) 乙が本業務契約に違反することなしに、または本業務契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
- (5) 乙が第三者から適法に入手した情報

## 9. 成果品

上記業務に係る内容を以下の成果品としてとりまとめ、納めるものとする。

納入場所：三田市教育委員会 学校教育部 学校再編課

- (1) 基本構想書・基本計画書(各種イメージ図面等、付属資料を含む)：各2部

【基本構想書については、完成次第提出する】

- (2) 基本構想書・基本計画書 概要版(A3版程度。詳細は、契約締結後協議)：各2部

- (3) 民間活力導入可能性調査報告書A 4サイズ：2部
- (4) その他、本業務で入手した資料一式：2部
- (5) 上記電子データ（CD-RもしくはDVD）：2枚

※成果品については、電子データによる作成を原則とし、電子データも合わせて納品すること。なお、本業務で取得したデータ類及び図、表文章等はWORD・EXCEL形式または、甲が指定するファイル形式で保存し、CD-RまたはDVDメディアに記録し提出すること。

## 10. 検査

乙は、完了検査として成果品の検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

## 11. その他

- (1) 乙は、成果品（業務過程におけるデータ等を含む。）について、甲の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 乙が本業務を再委託することを原則禁止する。ただし、甲がやむを得ないと認め承認した場合はその限りではないこととする。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議のうえ、決定するものとする。